

議第141号

京都市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準に関する条例の制定について

京都市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準に関する条例を次のように制定する。

平成24年11月26日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、食品衛生法施行令第8条第1項の規定に基づき、本市が設置する食品衛生検査施設（以下「施設」という。）の設備及び職員の配置の基準を定めるものとする。

(設備の基準)

第2条 施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室、事務室等を設けること。
- (2) 純水装置、定温乾燥器、ディープフリーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計、高圧滅菌器、乾熱滅菌器、恒温培養器、嫌気培養装置、恒温槽その他の検査又は試験のために必要な機械及び器具を備えること。

(職員)

第3条 施設には、検査又は試験のために必要な職員を置かなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準を定める必要があるので提案する。